

中城村マスコットキャラクター

Nakagusuku



広報

なかぐすく



7月4日
2014
No.207

ホームページ <http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp>

朝市開催のお知らせ

日時：7月27日(日) 9時～12時

場所：吉の浦会館駐車場

ぜひご来場ください(^o^)

・出店者を募集しています。

今月の主な内容

- 中城村の家計簿…………… P2～3
- 中城村財務書類…………… P4
- 市街化調整区域の自己用住宅の
開発許可等の一部緩和について…………… P5
- ヘルプロ通信…………… P6
- 私たちが中城村民生委員、児童委員です!! …… P7
- むらの話題…………… P8～9
- 国民健康保険高齢者受給者証
をお持ちの方へ…………… P10
- 国保加入のみなさまへ…………… P11
- 介護保険料普通徴収の
納付がはじまります!…………… P12
- 8月カレンダー…………… P13
- 案内・お知らせ…………… P14～15
- 国民年金の保険料の
免除申請した後はどうなるの?…………… P16

家 計 簿

(3月末現在)の財政状況

()内は執行率

土木費

予算現額
596,519千円
支出済額
454,638千円



(76.2%)

消防費

予算現額
243,408千円
支出済額
243,408千円



(100%)

教育費

予算現額
947,485千円
支出済額
930,749千円



(98.2%)

災害復旧費

予算現額
3千円
支出済額
0千円



(0.0%)

公債費

予算現額
534,732千円
支出済額
533,709千円



(99.8%)

その他

予算現額
23,611千円
支出済額
4,019千円



(17.0%)

中城村の財政事情の公表

「財政公表」は、村の財政がどのように運営されているかを知っていただくために、年2回公表されるものです。ここでは、村予算の歳入歳出執行状況を中心に、村有財産の状況などが明らかにされています。

今後とも村民のみなさんの村政へのご理解とご協力をお願い致します。

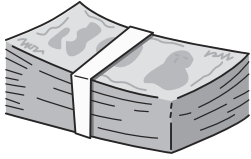
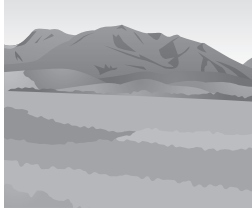

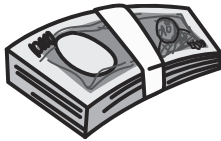
一般会計歳入

村	税	1,709,479千円
地方譲与税		43,345千円
利子割交付金		3,389千円
配当割交付金		2,448千円
株式等譲渡所得割交付金		4,047千円
地方消費税交付金		120,789千円
ゴルフ場利用税交付金		22,862千円
自動車取得税交付金		8,792千円
地方特例交付金		7,909千円
地方交付金		1,655,523千円
交通安全対策特別交付金		1,862千円
分担金及び負担金		2,446千円
使用料及び手数料		113,943千円
国庫支出金		611,989千円
県支出金		470,684千円
財産収入		11,252千円
寄付金		4,078千円
繰入金		96,730千円
諸収入		56,549千円
繰越金		123,487千円
村債		180,008千円
一時立替金	▲	500,003千円
一時借入金		1,200,000千円
	計	5,951,608千円
予算額		6,261,401千円
収入比率		95.1%

中 城 村 の

平成25年度下半期

■ 村有財産の状況

<p>村の借金 5,775,562 千円</p> 	<p>土地 309,836㎡</p> 
<p>建物 39,885㎡</p> 	<p>基金 1,019,571 千円 有価証 16,489 千円</p> 

■ 特別会計予算執行状況




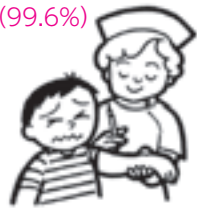


会計名	予算現額	収入済額	支出済額	執行率
国民健康保険事業	2,438,963 千円	2,422,014 千円	2,228,265 千円	91.4%
下水道会計	343,193 千円	351,681 千円	339,127 千円	98.8%
土地区画整理会計	919,826 千円	960,810 千円	727,592 千円	79.1%
後期高齢者医療会計	114,304 千円	115,307 千円	106,491 千円	93.2%
污水处理施設管理	4,811 千円	4,581 千円	3,175 千円	66.0%

■ 水道事業の予算執行状況

(単位:千円)

	予算額	収入済額	収入率
収益的収入	426,303	447,503	105.0%
資本的収入	47,919	47,918	100.0%

	予算額	支出額	執行率
収益的支出	423,060	419,754	99.2%
資本的支出	125,938	121,298	96.3%

<p>(99.4%)</p> 	<p>議会費 予算現額 106,840千円 支出済額 106,158千円</p>
<p>(97.2%)</p> 	<p>総務費 予算現額 859,332千円 支出済額 835,352千円</p>
<p>(98.8%)</p> 	<p>民生費 予算現額 1,817,113千円 支出済額 1,795,154千円</p>
<p>(99.6%)</p> 	<p>衛生費 予算現額 771,211千円 支出済額 767,764千円</p>
<p>(79.2%)</p> 	<p>農林水産費 予算現額 249,438千円 支出済額 197,438千円</p>
<p>(94.3%)</p> 	<p>商工費 予算現額 111,709千円 支出済額 105,343千円</p>

一般歳

予算額

6,261,

支出済額

5,973,

平成24年度決算 中城村(一般会計)の財務書類を公表します。

財務書類を作成しました。 ※今月は貸借対照表について公表します。

財政の健全化を図る上で、売却できる資産の洗い出しや、負債の正確な把握などの「資産・債務改革」を進めるため、総務省が推進する「新地方公会計制度」に基づく「基準モデル」により財務書類を作成しました。

「基準モデル」について!

民間企業会計の考え方を取り入れ、複式仕分けによる財務データを用い、また、村が保有しているすべての資産を公正価値(時価)により評価して財務4表を作成しております。

I. 貸借対照表(バランスシート)

貸借対照表は村の財政状況を一目で分かるようにしたものです。年度末に保有する資産、負債、純資産を表示したもので、資産合計と負債および純資産合計が同額となる(バランスする)ためバランスシートとも呼ばれます。

◆貸借対象表(バランスシート)(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部	金額	比率	負債の部	金額	比率
1.金融資産	1,459,686	5.3%	1.流動負債	489,998	1.8%
(1)資金	183,805	0.7%	(1)地方債(短期)	448,118	1.6%
(2)未収金	190,964	0.7%	(2)賞与引当金	41,880	0.2%
(3)貸付金	0	0.0%	(3)その他	0	0.0%
(4)その他債権	0	0.0%	2.非流動負債	6,193,161	22.6%
(5)貸倒引当金	△ 3,907	0.0%	(1)地方債	5,541,555	20.3%
(6)有価証券	15,678	0.0%	(2)退職給付引当金	651,606	2.4%
(7)出資金	23,584	0.1%	(3)その他	0	0.0%
(8)基金・積立金	958,718	3.5%	負債合計	6,683,159	24.4%
(9)その他の投資	90,844	0.3%	純資産の部	金額	比率
2.非金融資産	25,892,092	94.7%	純資産合計	20,668,619	75.6%
(1)事業用資産	7,354,166	26.9%	負債及び純資産合計	27,351,778	100.0%
(2)インフラ資産	18,537,926	67.8%			
(3)繰延資産	0	0.0%			
資産合計	27,351,778	100.0%			

◆村民一人あたりの資産額及び負債・純資産の額

(単位:千円)

資産の部	金額	負債・純資産の部	金額
資産	1,479	負債	361
		純資産	1,118

貸借対照表(バランスシート) 平成25年3月31日現在 (単位:千円)

金融資産 1,459,686	流動負債 489,998
	非流動負債 6,193,161
非金融資産 25,892,092	純資産 20,668,619

村民一人当たり

(単位:千円)

資産 1,479	負債 361
	純資産 1,118

「用語の解説」

- ◇金融資産 《現金、預金及び現金化することが可能な資産を金融資産として計上します。》
- ◇資金 《年度末に保有している現金及び預金の残高で、決算書の歳入歳出差引額と一致します。》
- ◇未収金 《税や使用料などの未入金額です。》
- ◇貸倒引当金 《未収金のうち、今後回収できないと見込まれる額(減少という意味で負数表示)です。》
- ◇有価証券 《地方公共団体が保有している債権等、政策目的以外をもって保有する有価証券です。》
- ◇非金融資産 《土地や建物などの固定資産で長期に利用するものです。》
- ◇事業用資産 《将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産(売却が可能な土地、建物)です。》
- ◇インフラ資産 《将来の経済的便益が見込まれない非金融資産(売却が不可能な道路、河川、上下水道施設等)》
- ◇地方債(短期) 《本村が発行した地方債のうち1年以内に償還期限が到来する金額です。》

市街化調整区域の自己用住宅の 開発許可等の一部緩和について

都市計画法第34条11号に係る「自己用住宅の立地緩和区域」が、**登又・北上原の一部地域**にて指定されました。(※指定区域は都市建設課にて確認できます)「自己用住宅の立地緩和区域」では、自己用住宅に限り、許可要件が緩和されます。

【主な許可要件】

- ①自己の居住の用に供する住宅を所有していない者が行う開発行為等
- ②開発行為を行おうとする土地が当該区域内
- ③予定建築物の用途が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅(建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げるものを含む)
- ④予定建築物の敷地面積が150㎡以上

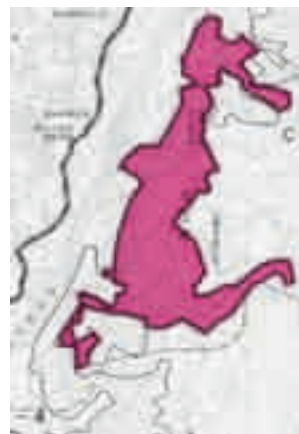
【その他の緩和区域】

※指定区域は都市建設課にて確認できます。
(H16年指定)都市計画法第34条第11号区域
(伊集、和宇慶、北浜、南浜、津覇、奥間、浜、新垣)
(H24年指定)都市計画法第34条第12号区域
(安里、当間、屋宜、添石、伊舎堂、泊、久場)

No.1 登又 集落



No.2 北上原 集落



【お問い合わせ】 中城村役場 都市建設課 ☎ 895-2131 (内線 284)

中城村農業用水対策施設補助金のお知らせ

中城村では、農業生産性の向上を図る目的で、農業用水の確保のための施設を設置した個人又は団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象施設 対象施設は、打ち込み井戸、掘井戸、ボーリング井戸とする。

交付要件

- (1) 施設の設置をする農地は、所有権又は利用権を有していること。
ただし、借地の場合は土地所有者の承諾を得ること。
- (2) 受益農地面積を、10アール以上有していること。
- (3) 対象地は農振農用区域内であること。
ただし、原則として、既存のかんがい施設の受益地区は対象外とする。
- (4) 補助金の交付を受ける者は、村内に住所を有すること。
- (5) 村税等に滞納がないこと。

補助率 施設設置経費の50%以内とし、補助金限度額を10万円とする。

※補助金の申請受付期間は、9月30日までとし、申請経費に対する補助金額が予算を上回った場合には、受付期間中でも締め切るものとします。

【お問い合わせ】 中城村役場 農林水産課 ☎ 895-2131 (内線 322)

中城村議会 議員選挙 9月2日告示 7日投票

任期満了に伴う中城村議会議員選挙が、9月2日告示、7日投票に決まりました。

また、村議会議員選挙立候補予定説明会が、7月31日、吉の浦会館で行われます。

【お問い合わせ】
中城村選挙管理委員会
☎ 895-2131

ヘルプ回通信 No.22

私たちが**母子保健推進員**です！

現在、各地域で活躍中の17名の母子保健推進員の方々を紹介します。



與儀園子
(伊集・和宇慶・北浜・南浜)



玉那覇秋
(津覇・浜)



新垣恵子
(安里)



下地はるみ
(当間)



仲眞郁恵
(屋宜)



比嘉睦子
(添石・伊舎堂)



比嘉邦子
(久場)



屋良春美
(登又)



伊佐博子
(新垣)



桃原由美子
(北上原)



宮城洋子
(南上原)



古堅興子
(南上原)



宮城千夏
(南上原)



中島亜紀
(南上原)



新垣敬子
(中城団地)



前大則子
(サンヒルズ)



山城小百合
(中城第2団地)

中城村では、生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる家庭を対象に、母子保健推進員による「**こんにちは赤ちゃん事業**」を実施しています。事業の内容は、中城村から委嘱を受けた17名の母子保健推進員が、担当地区内のご家庭にお伺いし、乳幼児健康診査や子育て支援などを紹介する他、子育てについてのご相談に応じています。母子保健推進員の活動に対し、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。



いっぺーまーさん
栄養教室

- 時間:10:00~13:00
- 場所:吉の浦会館・調理室

※お申し込みが必要です

キレイの秘訣は食事から♪

8月29日 金

- 定員:20名まで(先着順)
- 対象:20~74歳の方

参加費
無料

【お問い合わせ】 中城村役場 健康保険課 ☎ 895-2131 (内線 253)

風しん抗体検査のお知らせ

検査曜日:月曜日の13:00~16:30
検査場所:中部保健所2階 検査室(3号室)
検査費用:無料
準備するもの:本人の住所確認ができる書類
(運転免許所・健康保険証など)

※予約が必要です。

中部福祉保健所では、平成26年6月より、主に妊娠を希望する女性を対象に風しんの抗体検査と実施しています。

詳しくは
中部福祉保健所 健康推進班
(TEL938-9701)
までお問い合わせください。



私たちが**中城村民生委員・児童委員**です!!

民生委員・児童委員は、民生委員法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受け、社会福祉を推進するため活動する、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。一定の区域を担当し、支援が必要な人々に対して、必要に応じた福祉サービス等の情報提供を行うとともに、地域福祉を推進する活動に参加しながら、地域に密着し相談・支援に取り組んでいます。



宮城 まり子
(伊集)



平敷 美代子
(和宇慶)



安里 清美
(南浜)



仲松 正敏
(北浜)



富濱 茂美
(津覇)



新垣 綾子
(津覇)



伊保 ヨネ子
(奥間)



上原 苗子
(浜)



新垣 善功
(安里)



比嘉 三雄
(当間)



宮城 洋幸
(屋宜)



屋宜 静子
(添石)



比嘉 佐登枝
(伊舎堂)



島袋 哲
(泊)



比嘉 敏彦
(久場)



比嘉 和枝
(久場)



大湾 朝秀
(登又)



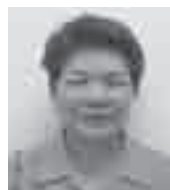
知花 重夫
(新垣)



比嘉 定信
(北上原)



仲村 功
(北上原)



比嘉 清子
(南上原)



喜屋武 順子
(南上原)



知名 悦子
(南上原)



宮城 洋子
(南上原)



仲里 正胤
(サンヒルズ)



狩俣 直美
(県営中城団地)



前田 敏子
(県営中城第2団地)



新垣 佐有理
(主任児童員)



伊佐 博子
(主任児童員)



村長とドキドキの給食♪

5月30日、中城中学校で給食試食会が行われ、浜田京介村長と生徒達と一緒に給食を食べました。

この日の献立は、中城湾じゅーしー、ヤギミルク卵焼き、野菜のツナ和え、果物、牛乳。学校給食では地産地消を推進しており、普段の献立も中城村で採れた野菜や海産物などをふんだんに使用しています。生徒達は、村長と一緒に食べる給食に少し緊張した様子でした。

災害に備えて防災訓練

6月1日、奥間地区で「土砂災害・全国統一防災訓練」が実施されました。今回の訓練では、梅雨の大雨による土砂災害を想定し、避難所の開設、避難訓練、炊き出し訓練等が行われました。訓練には、奥間地区の住民の他、消防、気象台等関係者を含め100名余りの人が参加しました。気象台の方から防災についての講話も行われ、充実した訓練内容となりました。



人権を考えよう！

6月1日の「人権擁護委員の日」に伴い同月2日、中城村役場で人権擁護委員のみなさんが人権啓発活動を行いました。役場を訪れる住民の方々に、「子どもや女性、高齢者に関する人権や、身近な問題でお困りのことがありましたらご相談下さい。」と声をかけながら、チラシや人権イメージキャラクターのグッズなどの配布を行いました。人権擁護委員の方の呼びかけに足を止めて話を聞く住民の姿も多く見られました。

千葉県からのお客様

中城村が姉妹都市提携を結んでいる千葉県旭市より、25名の農業委員の方々が中城村役場を表敬訪問しました。和やかなムードの中で、互いの農政策について、情報を交換しました。本村とは異なる環境条件のもと、農業を営んでいる旭市の農業委員の方々の話に、本村農業委員らは熱心に耳を傾けていました。



国民健康保険高齡受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの国民健康保険被保険者証兼高齡受給者証の一部負担金の割合が変更になる方へ、新しい保険証を今月中に自宅へ送付します。8月からの病院での受診時は新しい保険証を提示し、古い保険証は使用しないでください。※一部負担金の割合に変更のない方は、お持ちの保険証をそのままお使いください。

国民健康保険限度額認定証を利用している方

現在持っている認定証は、有効期限が平成26年7月31日までとなっています。

8月以降も必要な方は、平成26年8月1日(金)以降に切り替えが必要です。

◎注意 適用区分(課税・非課税)の決定が8月のため、7月に新しい認定証を交付することが出来ません。必要な方は8月1日以降、申請にお越し下さい。

※世帯の中に住民税申告(確定申告)をしていない方がいる場合、自己負担限度額が高額になる可能性があります。

※保険税を滞納している場合、限度額認定証は交付できません。

※特定疾病療養受療証をお持ちの方は切替えが必要です。印鑑と保険証を持参して窓口で切替えをお願いします。

☆切り替えが必要な方は申請が必要です!

◆手続き場所◆ 健康保険課 (◎番窓口)

◆申請に必要なもの◆ ・古い認定証もしくは受療証 ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 (認印も可)

【お問い合わせ】中城村役場 健康保険課 ☎895-2131(内線251・252)

後期高齢者医療へご加入の皆様へ

平成26年8月から被保険者証が切り替わります(色(ピンク)は前回と変わりません)



新しい有効期限が、「平成27年7月31日」に変わります。

- 新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送致します。(受取の際に署名が必要なので、不在の場合はポストに投函しません)。届かない場合は郵便局か村役場にご連絡ください。
- 被保険者証が届きましたら住所・氏名・一部負担金割合を確認し、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示して下さい。

～住民税非課税世帯の皆様へ～

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

この減額認定証は、入院・外来療養、調剤薬局での支払いを自己負担限度額でとどめることができたり、入院時の食事代を減額することができます。申請月の初日から適用となりますので、必要な方は被保険者証と印鑑をご持参のうえ、窓口にて申請を行って下さい。

平成25年度より所得区分の判定により再申請のお手続きが不要な方については、負担区分低I・低II(入院歴なし)の減額認定証は、被保険者証に同封してありますので、ご確認ください。

【お問い合わせ】中城村役場 健康保険課 ☎895-2131(内線255)

国保加入のみなさまへ

7月から国保税の納付が始まります

保険税の納付期限は、普通徴収の方は月末です。特別徴収(年金天引き)の方は年金受給月の15日に徴収します。

徴収方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 納付書・口座振替				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収 年金天引き	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

※特別徴収1～3期(4月、6月、8月)は、前年度の保険税額を基に仮徴収。

☎ 口座振替の方へ

- 口座振替の方は、指定金融機関から毎月20日(日曜、祝祭日の場合は翌営業日)に振替します。また、「口座振替領収書」は、平成26年中の口座振替分を平成27年1月下旬頃にご自宅へ郵送します。
- ※振替状況は、通帳の記帳でご確認ください。項目(医療分、支援分、介護分)ごとに通帳記載されます。
- 口座振替不能(残高不足・解約)の場合は、「口座振替不能通知書兼納付書(ハガキ)」を送付します。金融機関または村役場窓口で納めてください。

課税限度額の変更について

支援分・介護分の課税限度額が変更になりました。

	変更前	変更後
医療分	51万円	51万円
支援分	14万円	16万円
介護分(40～64歳)	12万円	14万円

コンビニ収納について

平成26年度分からコンビニでも納付できるようになりました。納付書に記載されているコンビニでしたら、全国各地でも利用できます。仕事や用事などで忙しい方は、ぜひご利用ください。従来どおり金融機関での窓口納付や口座振替による納付も可能です。ご都合の良い納付方法をお選び下さい。

7月下旬までに納税通知が届かない場合は、健康保険課までご連絡下さい。

【お問い合わせ】 健康保険課 国民健康保険係 ☎895-2131 内線251・252

7月は「固定資産税 第2期」の納期です。

平成26年度分より村税がコンビニエンスストアでも納付ができるようになりました。(ただし、30万円以下の納付書に限ります。)

口座振替での納付が便利です。

村税の納付は、便利で確実な口座振替がおすすめです。口座振替なら納付にかかる時間や手間が省けるだけでなく、ついうっかりの納め忘れの心配もなく安心です。口座振替の申込については、ご利用の金融機関窓口にてお手続きをお願いいたします。

【手続きに必要な物】 ●平成26年度納付書 ●振替口座の預金通帳等 ●通帳の印鑑

なお、口座振替日は各納付月の20日となっています。

期別	税目	固定資産税	村県民税	軽自動車税
第1期		6月2日	6月30日	6月2日
第2期		7月31日	9月30日	
第3期		12月25日	12月1日	
第4期		3月2日	2月2日	

7月は平成26年度『固定資産税第2期』の納期となっておりますので、納期内の納付をお願いいたします。

また、納付期限が過ぎますと、お手元の納付書では金融機関やコンビニエンスストアでの取扱いができませんのでご注意ください。

平成26年度介護保険料普通徴収の納付がはじまります!

保険料の納め方は、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つに分かれます。いずれの納め方になるかは、老齢・退職(基礎)年金等の受給額などで決まります。特別徴収の方は、仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されます。

特別徴収 = 年金から天引きされます。

【対象者】

老齢・退職・障害・遺族年金が
年額18万円以上の方

【納め方】

偶数月に支払われる年金から、
介護保険料があらかじめ天引きされます。

普通徴収 = 納付書で個別に納めます。

【対象者】

- ・年度の途中で65歳になった方
- ・年度の途中で他の市町村から転入した方
- ・年度の初め(4月1日)には年金を受給していなかった方
- ・年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方
- ・老齢福祉年金受給者

【納め方】

納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただくか、口座振替によって納めていただきます。納期は7月(第1期)～翌年3月(第9期)となります。

※口座振替をご利用すると便利です!

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。

取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。(口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。)

介護保険料を滞納すると (給付制限について)

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払らなければいけなくなったり、負担割合が三割になったりするなどのペナルティーが課せられる場合がありますので、納め忘れのないよう、よろしくお願い致します。

介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】 下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ② 生計の主の収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③ 生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④ 生計の主の収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤ その他、広域連合長が必要と認める者。(生活保護基準に該当する場合)

その他、申請方法・減免の相談に関するお問い合わせ

【お問い合わせ】 沖縄県介護広域連合 会計課 賦課徴収担当 ☎ 921-7802
中城村役場 福祉課 介護福祉係 ☎ 895-2131 内線 (260、261、262)

 株式会社 **翔和建设**

代表取締役 **上間宗吉**

本社 〒901-2214 沖縄県宜野湾市我如古4丁目9番21号
TEL:098-897-0277 FAX:098-890-1785

*土木一式工事業・交通安全施設・標識設置業・断熱塗装工事業(マサコート・フミンガラスコーティング)
*機械設備・給排水衛生・消防設備・空調設備設置工事業・太陽光発電・オール電化システム設置業

特定建設業  株式会社 **沖縄開発**

代表取締役社長 **安里 邦夫**

本社：〒901-2131 浦添市牧港五丁目6番3号 電話 877-6399代 FAX 878-6674
事業本部：〒901-2302 北中城村字渡口471-1 電話 935-4041代 FAX 935-4795

中城村商工会員 国際規格 ISO 9001(品質) ISO 14001(環境) 認証取得

ホームページ <http://www.okieidv.co.jp>



8月健康カレンダー
健康カレンダー
8月 健康保険課 ☎895-2131

こどもの健診 実施場所：吉の浦会館

乳児一般健診 対象年齢:前期/H26.3.29~H26.5.2
 受付時間:13:00~13:30
8月2日(土) 後期/H25.10.29~H25.12.2
 14:00~14:30

1歳6ヶ月健診 対象年齢:H24.12.13~H25.2.7
8月7日(木) 受付時間:13:30~14:30

離乳食実習 対象年齢:H26.4.12~H26.5.14
8月14日(木) 受付時間:13:15~13:45

住民健診 実施場所：吉の浦会館

8月15日(金) 対象地区(北浜・安里・奥間・中城団地)
 受付時間:8:30~11:00

8月20日(水) 対象地区(登又・サンヒルズ・北上原・新垣)
 受付時間:8:30~11:00

※健診当日は、朝食をとらないようにしてください。
 胃がん検診を受ける方は、前夜8時以降飲食しないでください。

健康教室 ※健康教室は事前の申し込みが必要です。

ハッピーボディ教室 受付時間:9:30~
毎週木曜日 (8月7日、14日、21日、28日)

いっぺーまーさん栄養教室 受付時間:10:00~ エプロン・
8月29日(金) タオル・頭巾をご持参ください。

ふれあい事業 実施場所：各公民館

- 登 又 8月6日(水) ●久 場・泊 8月19日(火)
- 浜・南上原 8月12日(火) ●奥 間 8月22日(金)
- 新垣・当間 8月15日(金) ●北 上 原 8月26日(火)
- 和宇慶・津覇 8月18日(月) ●伊 舎 堂 8月28日(木)

生活支援交通導入へのご意見募集

村では、車を運転できない方々(特に高齢者)の日常生活を支える公共交通を充実させるため、日中においては「乗合タクシー」の導入を検討しています。

引き続き、広く村民の方々からのご意見等を募集しております。ご質問やご要望も含めお気軽にお問い合せ下さい。

【お問合せ】中城村役場 企画課 ☎895-2131(内線302)

8月カレンダー
◆なかよし児童館 ☎988-0156

蝶の鱗粉転写

- 8月7日(木) 午前10時~12時
- 定員:小学生15名 ●参加費:無料
- 講師:アキノ隊員

マッスルスクール

- ~筋肉について調べよう~
- 8月13日(水) 午前10時~11時
 - 定員:小学生20名 ●参加費:100円
 - 講師:池原先生(整体師)

体にやさしいアロマ虫よけスプレー作り

- 8月13日(水) 午後1時~2時
- 定員:小学生20名 ●参加費:100円
- 講師:蔵前先生(アロマセラピスト)

デコスウィーツ宝箱作り

- 8月14日(木) 午前10時~12時
- 定員:小学生10名 ●参加費:200円

書道教室

- 8月21日(木) 午前10時~12時
 - 定員:小学生10名 ●参加費:50円
 - 講師:與儀 弘先生
- ※全て申し込みが必要です。

◆地域子育て支援センター ☎988-0134

8月

4	月	身体測定~8日まで	午前10時~午後4時
13	水	お誕生会・お弁当会	午前10時半~午後12時
27	水	わくわくクラブ	午前9時半~午後12時

☆水あそび☆

- 8月1日(金)・5日(火)・15日(金)・22日(金)
- 時間:午前9時30分~11時 ※雨天中止
- 場所:地域子育て支援センター
- 持ち物:タオル・着替え・飲み物・水着(代用可)・水あそび用紙おむつ(要蟻虫検査)

畑を借ります

農業生産法人
株式会社 島人産業

代表取締役 島袋 稔

〒901-2406 中城村字当間983番地1
 TEL 070-5690-0366

imagin 株式会社 イマジン



代表取締役 多和田 真盛
 〒901-2423 中城村字北上原287-5
 TEL (098) 895-3366
 FAX (098) 895-2626
 URL <http://www.imagin.co.jp>

- 業務内容 ■
- ・業務システムの受託(設計・開発・保守)
 - ・自社パッケージソフトの企画・設計・開発・保守
 - ・ネットワークインフラの構築 LAN/WAN(VPN)
 - ・コンピュータ機器の販売
 - ・コンピュータ周辺機器および消耗品の販売
 - ・福祉関係ソフトの導入から運営支援
 - ・各アプリケーションソフトの導入・運営支援

案内お知らせ

美咲特別支援学校 はなさき分校 学校見学・体験学習についてのお知らせ

◆沖縄県立美咲特別支援学校はなさき分校
小学部では、知的発達遅れや情緒の安定に
困難さがみられる幼児・児童及び関係職
員を対象に、学校見学・体験学習・学校紹介
を下記の通り行います。

◆対象:

- 知的発達遅れや情緒の安定に困難さがみ
られる幼児・児童
- 転入学を検討している児童と保護者
- 関係職員(担任、保育士、保健師、福祉施設
職員等)

◆受付期間:平成26年8月1日～15日 ※締切厳守

◆期日:平成26年9月18日・19日
(上記のうち、いずれか1日を選んでください。)

◆日程:

- 9:00～9:15…受付
- 9:15～9:45…校内見学
- 9:45～10:30…体験学習(授業)
- 10:40～11:30…学校紹介・質疑

◆場所:美咲特別支援学校はなさき分校
小学部(1階)北中城村屋宜原415
(沖縄ろう学校の敷地内)

◆申込方法:

学校見学・体験学習には申込みが必要です。
申込み、お問合せについて下記までお問合せ
ください。

◆お問い合わせ

沖縄県立美咲特別支援学校 はなさき分校
☎989-0192
担当 平 恵美子 又は 我如古 昭子

平成26年度 中城北中城消防組合 職員採用試験

◆区分:①救急救命士 ②初級 ③中級 ④上級

◆受験資格:

①救急救命士有資格者

昭和63年4月2日以後に出生したもの

②学校教育法による高等学校卒業者

(平成27年3月31日までに卒業見込みのものを含む)

昭和63年4月2日以後に出生した者

③学校教育法による短期大学卒業者

(平成27年3月31日までに卒業見込みのものを含む)

昭和63年4月2日以後に出生した者

④学校教育法による4年制大学卒業者又は同
等の学力を有する者

(平成27年3月31日までに卒業見込みのものを含む)

昭和63年4月2日以後に出生した者

◆共通事項:

○平成26年4月1日現在中城村、北中城村に住
民登録がされ、引き続き住所を有する者、若
しくは学業等の事由により一時的に住所を
他に移転している者又は本籍を有する者。

○両眼で0.8以上(矯正視力含む)で色覚正常者

○普通自動車第一種運転免許取得又は平成
28年4月1日までに免許取得が可能な者

◆一次試験:平成26年9月21日(日)

◆二次試験:平成26年10月26日(日)

◆願書配布:平成26年8月4日～15日

◆受付:平成26年8月11日～15日

◆お問い合わせ

中城北中城消防本部 総務課
☎935-4748



関連会社 東京営業所 上門工業株式会社
柏崎ユーエステック株式会社
SILVER SEED
蘇州銀精工有限公司
株式会社 リードテクノス

電気・土木・消防施設工事業
中城村排水設備指定店



(有)津城電気工事

代表取締役 呉屋正博

〒901-2413 沖縄県中城村字津覇545番地
TEL:098-895-4416 FAX:098-895-2936
E-mail:tsusiro@fine.ocn.ne.jp

案内 お知らせ

中城村の人口 平成26年5月末現在

人口	19,040人	(+83)
男	9,610人	(+50)
女	9,430人	(+33)
世帯数	7,341世帯	(+40)

※()内は前月との比較

3B体操 受講生募集

3B体操は幅広い年齢層の方々が楽しめる健康体操です。3つの「B」(ボール、ベル、ベルター)の用具を使い音楽に合わせて身体を動かしたり踊ったりとさまざまな運動が楽しめます。初めての方、運動が苦手の方もお気軽にどうぞ!!

- ◆日時 8月15日～9月12日(毎週金曜日) 全5回
午前10時～11時30分
(午前9時45分集合をお願いします)
- ◆場所 中城村民体育館(メインアリーナ)
- ◆主催 吉の浦総合スポーツクラブ
- ◆対象 大人 定員30名(運動制限のない方)
- ◆受講料 2,500円(保険料込み)
- ◆講師 島袋 マサ子
(公益社団法人 日本3B体操協会公認指導者)

※室内用シューズ、タオル、飲み物、ストレッチ体操用マット(バスタオル可)をお持ち下さい。

- ◆申込み締め切り 8月10日(日)午後5時迄
- ◆お問合せ 中城村民体育館 ☎895-3707

ハブに注意!! 吉の浦公園

ハブの活動が盛んな季節となり、吉の浦公園内でハブの目撃が増えております。吉の浦公園内を利用するときは、十分に注意してください。

※目撃情報は中城村民体育館(生涯学習課)

☎895-3707まで
お願いします。



農業用廃プラスチックの処理について のお知らせ

農業用廃プラスチックの処理を行います。処理日は8月、10月、12月を予定しております。処理希望者は委任状が必要となりますので農林水産課窓口までお越し下さい。

- ◆対象者 中城村内に住所を有し、農業生産に従事している者
- ◆回収できる物 プラスチック類(ビニールハウス・マルチ・ポット・肥料袋等)、ネット類(ポリエチレン等)
- ◆委任状の提出期限 平成26年7月25日(金)
- ◆お問合せ 中城村役場 農林水産課
☎895-2131(内線313)

パート指導員 又は日々臨時指導員 募集のお知らせ

- ◆勤務先 つはっ子学童クラブ(中城村字津覇 1174番地 津覇小学校体育館2F)
- ◆仕事内容 放課後及び学校休校日の児童の対応
- ◆雇用形態 パート又は日々臨時
- ◆必要な免許 保育士・教員免許あれば優遇
中型限定解除免許尚良
育児経験あれば尚良
- ◆給与 時給700円～ ※免許・資格・経験に応じ優遇
- ◆就業時間 平日14:00～18:00 (実働4h程度)
土曜・学校休日9:00～18:00(実働8h)
- ◆休日 日曜、祝日、年末年始、災害感染等による学校の臨時休校日、その他休所を必要とする時
- ◆採用人数 2人～3人
- ◆お問合せ 080-6480-5898 比嘉 又は 高橋

空調・衛生設備工事／浄化槽工事／ろ過装置保守点検

沖縄水質改良株式会社

代表取締役 天 願 智 一

本社 那覇市曙3丁目20番12号 TEL (098) 861-6321
支店 うるま市字赤道14番地6 TEL (098) 973-3914
恩納営業所 恩納村前兼久497-3 TEL (098) 965-3655

補償コンサルタント・測量・建築設計・設計監理



株式会社
沖縄ランドコンサルタント

代表取締役 桃原 昌宏

〒900-0024 那覇市古波蔵4丁目7番21号
TEL (098) 851-8845
FAX (098) 851-8846

国民年金について 国民年金の保険料の免除申請した後はどうなるの？



審査 日本年金機構 後日、結果通知(ハガキ)がお手元に郵送されます。
※審査期間中に催告状・納付書等が届く場合もありますのでご了承ください。



お手元の納付書で保険料を納めてください。

納付書を紛失された場合は年金事務所にご連絡ください。

保険料が免除(納付猶予)となる期間は?
平成26年 **7月** ~ 平成27年 **6月** [対象期間中の申請は7月まで 遡って免除を受けられます。]

後日、一部納付月の納付書が送付されます。
一部納付保険料額(月額) (平成26年度)

- 4分の3免除のとき 3,810円
- 半額免除のとき 7,630円
- 4分の1免除のとき 11,400円

※一部納付はその決められた保険料を納めないと未納の扱いとなります。

※30歳未満の方が対象となります。

平成27年7月以降申請はどのようにするの？

毎年7月に申請を行う必要があります。

申請書の住所・氏名・継続希望欄の「はい」に○を記入すれば、翌年度以降は申請しなくても審査されます。(失業等を理由とした特例免除等を除く)。

免除された保険料はどうなるの？

- 保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間は、10年以内(平成26年7月から平成36年7月まで)であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。
- 追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間加算額が上乗せされます。
- なお、平成26年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。

(平成26年度に追納する場合の金額)

	全額免除	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
平成16年度の月分	14,750円	—	7,370円	—
平成17年度の月分	14,790円	—	7,390円	—
平成18年度の月分	14,840円	11,130円	7,420円	3,710円
平成19年度の月分	14,880円	11,150円	7,440円	3,710円
平成20年度の月分	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円
平成21年度の月分	15,070円	11,300円	7,540円	3,760円
平成22年度の月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成23年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成24年度の月分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円

平成23年度分以前の保険料について加算額が上乗せされます。